

令和7年度（2025年度） 熊本市児童館運営審議会資料

1. 熊本市児童館運営審議会委員名簿・・・P 1
2. 熊本市児童館関係課組織図・・・P 2
3. 熊本市児童館の施設概要一覧・・・P 3
4. 令和6年度（2024年度）事業報告
 - (1) 事業実績について・・・P4
 - (2) 令和6年度（2024年度）利用者数・・・P4
 - (3) 前回の審議会にていただいたご意見への対応について・・・P5
 - (4) 児童館の備品（遊具）購入について・・・P6
5. 令和7年度（2025年度）事業計画・・・P7
 - (1) 運営方針について
 - (2) 事業計画について
6. 職員研修及び情報交換・・・P 8
7. 児童館の広報・・・P 9～10
8. 児童館の予算（R7当初予算・R6決算）・・・P 11
9. 関係法令（抜粋）・・・P 12～20
 - ・児童福祉法
 - ・児童福祉施設の整備及び運営に関する基準
 - ・熊本市児童館条例
 - ・熊本市児童館条例施行規則
 - ・熊本市児童館運営審議会規程

【別冊資料】

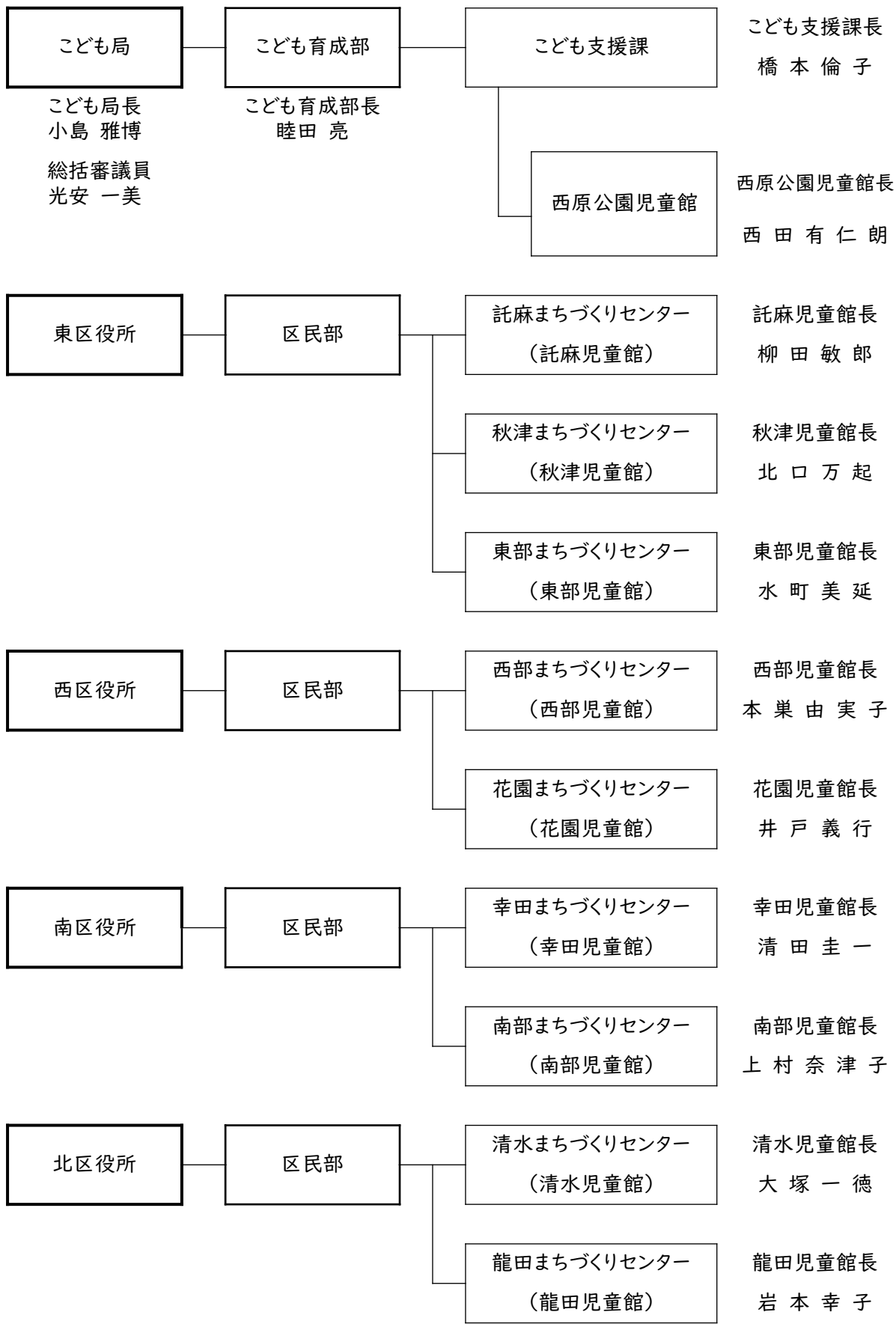
- (別冊1) 令和6年度（2024年度）児童館利用状況その他
- (別冊2) 令和6年度（2024年度）児童館活動報告
- (別冊3) 令和7年度（2025年度）熊本市児童館利用者アンケート報告書
- (別冊4) 事前質問書
- (参考1) 指定管理及び民間児童館運営状況
- (参考2) 各児童館だより（令和7年（2025年）6月号）
- (参考3) 令和6年度（2024年度）児童室活動報告書

令和7年（2025年）8月28日（木）
熊本市こども局こども育成部こども支援課

1. 令和7年度熊本市児童館運営審議会委員名簿

規則による区分	氏名	所属団体等
(1) 学識経験者	亀井 裕子	平成音楽大学 未来創造学科長 教授
	水町 愛	九州ルーテル学院大学 人文学部人文学科 保育・幼児教育専攻 講師
	竹内 博	熊本市青少年健全育成連絡協議会 副会長
	山崎 雄三	熊本市保育園連盟 理事
	角 成一郎	熊本市私立幼稚園・認定こども園協会 副会長
(2) 公民館の代表者	古閑 重矩	熊本市地域公民館連絡協議会 副会長
(3) 児童委員	中島 花江	熊本市民生委員児童委員協議会 理事
(4) 学校長	松並 直子	熊本市小学校長会 熊本市立尾ノ上小学校 校長
(5) PTAの代表者	廣島 大樹	熊本市PTA協議会 常任理事
(6) ボランティアの代表者	川本 浩右	熊本市ボランティア連絡協議会 副会長
(7) 子ども会の代表者	森 ゆみ子	熊本市子ども会育成協議会 理事
(8) 母親クラブの代表者 (地域子育てクラブ)	高森 慶子	清水児童館 母親クラブ(地域子育てクラブ) 会長
(9) 市長が必要と認めるもの	松岡 優子	公募委員
合計	13名	

2. 令和7年度熊本市児童館関係課 組織図



3. 熊本市児童館の施設概要一覧

令和7年(2025年)8月1日現在

児童館名	西原公園 児童館	託麻 児童館	秋津 児童館	東部 児童館	西部 児童館	花園 児童館	幸田 児童館	南部 児童館	清水 児童館	龍田 児童館
所在地	中央区 九品寺4-24-4 (西原公園内)	東区 長嶺東7-11-5	東区 秋津3-15-1	東区 錦ヶ丘1-1	西区 小島2-7-1	西区 花園5-8-3	南区 幸田2-4-1	南区 南高江6-7-35	北区 清水亀井町14-7	北区 龍田弓削11-10
主な併設施設		託麻まちづくり センター	秋津まちづくり センター	東部まちづくり センター	西区役所 西部まちづくりセンター	花園まちづくり センター	幸田まちづくり センター	南部まちづくり センター	清水まちづくり センター	龍田まちづくり センター
事業開始年月日	昭和53年8月1日	昭和56年5月	昭和60年8月10日	昭和52年9月1日	平成14年4月19日	平成2年8月27日	昭和57年6月	昭和62年7月6日	昭和59年7月10日	昭和54年7月11日
構造	鉄筋コンクリート 3階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 一部2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 一部2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建
建設費 (児童館分含む)	52,585 千円	492,700 千円	529,235 千円	311,552 千円	1,219,869 千円	950,000 千円	470,850 千円	451,115 千円	449,829 千円	323,962 千円
敷地面積	846.21 m ²	7,290.20 m ²	11,165.53 m ²	8,002.30 m ²	10,274.00 m ²	5,145.00 m ²	5,578.00 m ²	8,284.61 m ²	8,363.26 m ²	5,380.00 m ²
建物面積	320.86 m ²	1,900.00 m ²	1,962.74 m ²	2,030.14 m ²	2,200.08 m ²	1,841.00 m ²	1,950.94 m ²	1,917.27 m ²	1,779.76 m ²	1,769.00 m ²
総合出張所 区役所	- m ²	248.50 m ²	- m ²	255.34 m ²	294.64 m ²	- m ²	265.49 m ²	- m ²	125.32 m ²	246.00 m ²
公民館	- m ²	1,343.52 m ²	1,287.99 m ²	1,412.31 m ²	1,592.04 m ²	1,447.00 m ²	1,029.61 m ²	1,413.70 m ²	1,316.97 m ²	1,253.00 m ²
その他	- m ²	31.38 m ²	320.61 m ²	- m ²	- m ²	96.00 m ²	277.05 m ²	204.93 m ²	- m ²	- m ²
児童館	320.86 m ²	276.60 m ²	354.14 m ²	362.49 m ²	313.40 m ²	298.00 m ²	378.79 m ²	298.64 m ²	337.47 m ²	270.00 m ²
遊戯室	53.00 m ²	145.50 m ²	149.00 m ²	128.00 m ²	143.90 m ²	150.00 m ²	146.00 m ²	153.21 m ²	138.63 m ²	130.00 m ²
集会室	74.00 m ²	- m ²	61.00 m ²	- m ²	- m ²	54.00 m ²	- m ²	53.43 m ²	- m ²	- m ²
図書コーナー	45.00 m ²	17.50 m ²	20.00 m ²	18.00 m ²	20.00 m ²	16.00 m ²	19.00 m ²	19.80 m ²	16.00 m ²	14.00 m ²
創作活動室	- m ²	58.61 m ²	- m ²	69.00 m ²	49.80 m ²	- m ²	59.00 m ²	- m ²	60.40 m ²	42.00 m ²
事務室	11.00 m ²	21.89 m ²	85.00 m ²	23.00 m ²	18.60 m ²	78.00 m ²	24.00 m ²	18.92 m ²	22.80 m ²	22.00 m ²
休養室	- m ²	- m ²	- m ²	- m ²	- m ²	- m ²	- m ²	- m ²	- m ²	- m ²
その他	137.86 m ²	33.10 m ²	39.14 m ²	124.49 m ²	81.10 m ²	- m ²	130.79 m ²	53.28 m ²	99.64 m ²	62.00 m ²
担当職員 (内 児童厚生員)	4人 (1人)	3人 (2人)	3人 (2人)	4人 (3人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (2人)
主な遊具	卓球台 すべり台 (屋内)	卓球台 木製すべり台 木製ジャングルジム おまごことキッチン 砂場	卓球台 おまごこと (ハウス・キッチン) 滑り台(屋内・外) ブランコ ロッケンバビー	(屋内) 滑り台付きジャ ングルジム、馬の乗り 物、キッチンセット、卓 球台 (屋外) 滑り台、ロッキ ングロッピー	平均台 大型つみき すべり台 (屋内・屋外) アグションジム	ログハウス (屋内) 滑り台 (屋内・屋外) 鉄棒、砂場 ロッケンバビー (屋外) 巧技台 (平均台)	滑り台 (屋内・屋外) 跳び箱 鉄棒 卓球台 ジャンピングシェイプ (トランポリン)	跳び箱 巧技台 (平均台)	(屋外) 滑り台、鉄棒、 砂場、ロープスイング、 ジャングルジム (屋内) 滑り台、リトル コテージ、やわらかス ロープ、セフトイマッ ト、ミニトランポリン	屋外 滑り台 (大・ 小) ロッケンバビー・ かばくん 屋内 卓球台・鉄棒・ ままごと (ハウス)・は いらフハウス・はいは いのこみち・大型積み 木

4. 令和6年度(2024年度)事業報告

(1) 事業実績について

児童館行事

季節に応じた行事や地域の特色を活かした催しを実施した(クリスマス会など季節に応じた行事等)。

朝の活動／子育て支援

お誕生会など、幼児とその保護者を対象とした活動で親子の交流や親睦を深めることを目的とした活動を実施するとともに、身体測定や歯の衛生指導など、児童の健康を維持するための行事も取り入れた。
なお、児童館は、子育てほっとステーションとして、地域における子育て支援事業の充実を図り、こどもの遊び方指導、子育て情報の提供及び仲間づくり(サークル支援活動)を行った。

児童クラブ

主に小学生を対象とし、専門講師の指導により創作や運動などを行った(ダンス、絵画クラブ等)。

地域組織活動(地域子育てクラブ等)

児童の健全な育成を図るため、各児童館の地域子育てクラブ等を中心として、季節行事や工作などを行った。

一般利用

児童館の利用者に、自由なあそびの場、交流の場を提供している。また、保護者からの子育ての相談に応じ、情報の提供を行う。児童については、玩具の貸し出しを行い、健全な遊びの提供を行った。

特別行事

児童館主催では実施なし。

(2) 令和6年度(2024年度)利用者数

	利用者数	令和5年度 (2023年度)	令和5年度比
児童館行事	2,193人	2,310人	94.9%
朝の活動／子育て支援	13,531人	15,150人	89.3%
児童クラブ	3,568人	3,272人	109.0%
地域組織活動 (地域子育てクラブ等)	962人	798人	120.6%
一般利用	118,167人	101,941人	115.9%
特別行事	0人	141人	0%
年間 利用者数	138,421人	123,612人	112.0%

(3) 前回の審議会でいただいたご意見への対応状況について

ア 児童館の広報に関して

委員からの提案内容

児童館だよりを児童館所管校区だけに届けるのではなく、各校区に届けるなど、広報活動を更に充実することができれば、より利用が増えるのではないかと。

提案を受けての取り組み

児童館所管校区外の児童にも児童館の存在や活動内容を知っていただくために、毎月発行している児童館だよりを、熊本市公式LINE、子育て応援アプリ「くまっと」、小学生の学習用タブレットに投稿し、また、保育園にもチラシデータを送信するなど、市内全校区の児童等に周知ができるよう取り組んでいる。

イ 幼稚園や保育園に関する情報発信に関して

委員からの提案内容

令和6年度利用者アンケートの中で、児童館で幼稚園や保育園の情報を見ることはできないかとの要望があった。何か情報発信はできないか。

提案を受けての取り組み

保育園の空き状況を閲覧できる「熊本市結婚子育て応援サイト」や、保育園・認定こども園等のしおり「アンダンテ」を各児童館・児童室に設置し、利用者が自由に閲覧できるように取り組んでいる。

参考（児童館・児童室広報チラシ）



(4) 児童館の備品(遊具)購入について

【森林環境譲与税を活用した取り組み】

<森林環境譲与税について>

「市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てられています。(林野庁ホームページより抜粋)

<取り組み内容>

森林環境譲与税を活用し、県産(国産)木材を使用した優良な木製遊具等の購入を行った。

<令和6年度の実績>

予算：1,341,000円

購入児童館：託麻、秋津、東部、西部、花園、幸田、南部、清水、龍田

<令和7年度の計画(予定)>

予算：1,500,000円(前年度比159,000円増)

購入児童館：託麻、秋津、東部、西部、花園、幸田、南部、清水、龍田

○購入品の一例

ドールバギー
(西部児童館)



おままごとキッチン
(託麻児童館)



おかねフローレジスター
(龍田児童館)



ガラガラシリーズ
(花園児童館)



ままごとちゃぶ台
(幸田児童館)



整備士セット
(龍田児童館)



5. 令和7年度(2025年度)事業計画

(1) 運営方針について

- ア 児童に健全な遊びを提供し、児童の健康・体力増進と親子のふれあい促進を図る。
- イ 児童の多様性や価値観の違いを認識し、個性を尊重する。
- ウ 児童の優れた能力を見い出し、積極的に伸ばしていく。
- エ 集団活動や異年齢児交流の機会を確保し、児童の積極性や協調性を育む。
- オ 地域子育てクラブ等の地域組織と連携し、地域ぐるみで児童の育成を支援する体制を築く。
- カ 子育ての負担感を軽減するため、子育ての情報提供や情報交換ができる環境をつくる。

(2) 事業計画について

児童館行事

季節感のある行事や地域の特色を活かした催しを実施するよう努める。

朝の活動／子育て支援

地域における子育て支援事業を継続し、こどもの遊び方指導、仲間づくり(サークル支援活動)を行い、乳幼児とその保護者を対象として、親子の交流や親同士の親睦を深める活動を実施するよう努める。また、積極的な子育て情報の提供を行う。

児童クラブ

主に小学生を対象に、専門講師の指導により創作や運動などを行う。

地域組織活動(地域子育てクラブ等)

児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の自主的な参加を目指し、クリスマス会などの季節行事や、研修活動等の実施を支援する。また、活動休止中の館については、活動再開を目指し、利用者への声掛けを実施する。

一般利用

安全で自由な遊びの場、交流の場の提供を行うとともに子育てに関する相談や情報提供を行う。また、児童に玩具の貸し出しを行う等、健全な遊びを提供する。

特別行事

各館ごとの特色を活かした事業の実施に努める。

6. 職員研修及び情報交換

担当者会議

年に8回程度、各児童館の担当者の情報交換を行い、各館の情報の共有化及び連携を深めている。また、様々な課題解決に向けた検討協議を行う。

初任者研修

初任者児童厚生員等を対象に児童館の概要や児童厚生員の役割などについての研修を実施し、職員の資質向上を図る。

児童厚生員研修

講師による実技研修等を行い児童厚生員等の資質向上を図るとともに、児童館活動の充実を目的とし意見交換会を実施。

実務活性化会議

児童館をよりよく運営していくため、日々の活動の中から、問題点・疑問点を見出し、情報交換の実施等の情報の共有化による連携及び技術の向上を図る。

子育てほっとステーション会議

各関係機関が緊密に連携し、地域の子育て支援を共同で行うため、総合子育て支援センターを中心として、各児童館、各子育て支援センター、こども文化会館、各区保健こども課等の担当者の情報交換、研修等を年4回程度実施する。第2回以降は5ブロック(5区)に分かれて実施している。

【研修及び情報交換会内容】

	令和6年度(2024年度)実績				令和7年度(2025年度)計画			
	実施日	人数	担当館	内容	実施日	人数	担当館	内容
初任者研修	4月26日 (金)	8名	こども支援課	《こども支援課》 ・児童館の役割・運営、 関係法令などについて ・児童館の活動見学 (託麻児童館)	4月25日 (金)	10名	こども支援課	《こども支援課》 ・児童館の役割・運営、 関係法令について ・児童館の活動見学 (幸田児童館)
児童厚生員研修	6月13日 (木)	18名	西部	「小学校の現状と小学校現場から見た児童館の役割」 講師：杉本 誉弘先生 (熊本市立城南小学校校長)	6月3日 (火)	17名	東部	「乳幼児の現状と課題」 講師：熊本市東区役所 保健こども課 田中保健師
	10月30日 (水)	14名	西原	「小学生向けのゲームや遊び」 講師 熊本県レクリエーション協会理事 横田 真佐子氏	11月7日 (水)	-	龍田	「未就園児から小学生までの育ちに合わせたあそび」 講師：彫刻家 東耕平氏
実務活性化会議	9月4日 (水)	16名	龍田	児童館・室の活動、館・室の特色について 情報交換会	9月17日 (水)	-	幸田	未定
	2月20日 (木)	16名	託麻	児童館、児童室の活動内容について 情報交換など	2月19日 (木)	-	西原	未定

7. 児童館の広報

各児童館では毎月広報誌を作成し、館内掲示・配布・SNS配信及び近隣の保育園・小学校等に配布している。また、各行事の際には別途チラシやポスターを作成し、同様に掲示・配布・配信している。

※以下、全館が実施の「ホームページへの掲載」を除く

児童館	広報の種類	周知方法・配布先	記事の内容	配布時期	周知・発行回数	
					令和7年度 予定	令和6年度 実績
西原公園児童館	広報誌「かけはし」	近隣（本荘・春竹校区）住民	・児童館からのお知らせ ・児童クラブ、朝の活動内容の案内	毎月末日	年12回	年12回
	児童館だより	ホームページ閲覧者	・児童館からのお知らせ ・児童クラブ、朝の活動内容の案内	毎月末日	年12回	年12回
	朝の活動だより	ホームページ閲覧者	・活動内容のお知らせ	毎月末日	年12回	年12回
託麻児童館	児童館だより	管内6校区の自治会（回覧用）	・施設及び講座等の案内	毎月末	年12回	12回
	熊本市公式LINE	閲覧者	・施設及び講座等の情報	随時	随時	随時
秋津児童館	児童館だより	近隣地域の保育園・こども園(2園)、子育てサークル(7校区)、子育て支援センター(5カ所)、秋津デイサービスセンター、児童館、公民館内掲示スペース	・児童館行事全般(月の活動予定) ・児童クラブ募集 ・単発教室の募集	毎月末に翌月分を配布	年12回	年12回
	子育て応援情報提供コーナー	プレイルーム等に設置	・児童館だより、秋津近隣地域子育てサークルチラシ、他児童館・児童室・東区の子育て支援センターのお便り掲示等	通年常設	通年常設	通年常設
	熊本市公式LINE	閲覧者	・児童館だより、児童クラブ、単発教室	行事毎	年7回	年3回
	校区子育てサークルへ参加	近隣校区の子育てサークル	・児童館の紹介 ・厚生員による絵本読み聞かせ	1年に2回	3回	3回
東部児童館	じどうかんだより	・熊本市ホームページ添付 ・管内10カ所(こども園・幼・保) ・熊日、母子施設 ・子育て支援関係施設、来館者	・乳幼児を対象とした活動の広報	年12回	年12回	年12回
	児童館だより小学生版	・熊本市ホームページ添付 ・熊日、母子施設 ・子育て支援関係施設、来館者	・小学生を対象とした活動の広報	年12回	年12回	年12回
	児童館行事、短期・単発講座案内等	・熊本市ホームページ添付 ・熊日、母子施設 ・子育て支援関係施設、来館者、館内掲示板 ・熊本市公式LINE	・児童館行事、短期・単発講座のお知らせ	随時	随時	随時
	東部まちづくりセンターだより	・区管内の各町内の自治会の回覧板により周知 ・来館者（希望者）	・公民館全体の活動や募集 ・児童館の乳幼児活動、講座予定、小学生講座予定、募集要項など	年12回	年12回	年12回
西部児童館	西部児童館だより小学生版	市立小学校、市関係機関、児童館・児童室、来館者	・児童館行事 ・児童クラブ開催日程 ・児童館からのお知らせ等	年12回	年12回	年12回
	にこにこだより乳幼児版	区管内子育て支援センター、市関係機関、児童館・児童室、来館者	・児童館行事 ・朝の活動の開催日程 ・児童館からのお知らせ等	年12回	年12回	年12回
	西部まちづくりセンター・公民館だより	区管内各町内自治会回覧版による周知、来館者	・「西部児童館だより」「にこにこだより」に掲載の行事、朝の活動等の日程、お知らせ等	年12回	年12回	年12回
	児童館行事ポスター	館内掲示	・短期講座、児童クラブ等への参加募集及び内容のお知らせ	随時	行事毎	行事毎
	SNS（FB・熊本市公式LINE等）	フォロワー及び西区の子育て情報配信希望者	・児童館行事 ・児童クラブ開催日程 ・児童館からのお知らせ等	随時	行事毎	行事毎

児童館	広報の種類	周知方法・配布先	記事の内容	配布時期	周知・発行回数	
					令和7年度 予定	令和6年度 実績
花園児童館	花園まちづくりセンター公民館だより	・管内各町内の自治会回覧板、掲示 板による周知 ・公民館来館者（希望者）	・花園児童館だよりに掲示する行事 児童クラブ及び児童館からのお知らせ 等 ・朝の活動	毎月末に 翌月分を 配布	年12回	年12回
	花園児童館だより	・管内の小学校（花園・城西・池 田の3校） ・市の関係機関（こども支援課、 保健こども課、保育園、支援セン ター、こども文化会館） ・児童館、児童室 ・来館者（希望者）	・児童館行事とお知らせ ・児童クラブ活動内容、持ち物のお 知らせ ・朝の活動内容、申込期間、準備物 等のお知らせ	毎月末に 翌月分を 配布	年12回	年12回
	花園児童館行事ポスター・ち らし	・児童館、公民館、掲示板等	・児童クラブ参加申し込み ・朝の活動参加申し込み	随時	行事毎	行事毎
	熊本市公式LINE	・閲覧者	・行事のお知らせ	随時	行事毎	行事毎
幸田児童館	こうだ児童館だより （乳幼児向け）	こども支援課（各児童館・児童 室）希望者、来館者、総合子育て 支援センター、幸田子育て支援セン ター、南区役所保健こども課	・児童館行事、児童館からのお知らせ	毎月末に 翌月分を 配布	年12回	年12回
	幸田児童館だより （小学生向け）	小学校4校（田迎・御幸・田迎 南・田迎西）希望者、来館者	・児童館行事、児童クラブ、児童館 からのお知らせ	随時	年4回	年4回
	幸田だより	管内自治会に配布	・児童館行事、児童クラブ、児童館 からのお知らせ	毎月末に 翌月分を 配布	年12回	年12回
南部児童館	南部児童館だより （幼児版）	こども支援課（各児童館・児童 室）希望者、来館者、総合子育て 支援センター、幸田子育て支援セン ター、南区役所保健こども課	・児童館行事、児童館からのお知らせ	毎月末に 翌月分を 配布	年12回	年12回
	南部児童館だより （小学生版）	管内小学校6校（城南・川尻・カ 合・カ合西・日吉・日吉東）希望 者、来館者	・児童館行事、児童クラブ、児童館 からのお知らせ	毎月末に 翌月分を 配布	年11回	年11回
	広報みなみ	管内自治会に配布	・児童館行事、児童クラブ、児童館 からのお知らせ	毎月末に 翌月分を 配布	年12回	年12回
	児童館内掲示	閲覧者	・児童館行事 ・子育て支援	随時	年6回	年6回
清水児童館	児童館だより(小学生版)	児童館10か所・児童室3か所・夢 もやい館・こども文化会館・かが やき館こども支援課より公式ライン 、小学生用タブレットで全児童 保育園、幼稚園、認可外へアプリ で配布、清水児童館窓口	・児童館行事、児童クラブ ・児童館からのお知らせ等 ・1か月間のスケジュール	毎月末に 翌月分を 配布	年11回	年11回
	児童館だより(乳幼児版)	児童館10か所・児童室3か所・夢 もやい館・こども文化会館・かが やき館・総合子育て支援センター 清水・西里・植木子育て支援セン ター市民活動支援センターあい ばーと北区保健こども課・児童館 窓口	・児童館行事（朝の活動含み） ・児童館からのお知らせ等	毎月末に 翌月分を 配布	年12回	年12回
	地域版だより （児童館版）	管内各自治会・地域回覧版	・児童館行事 ・児童館からのお知らせ等	毎月末に 翌月分を 配布	年12回	年12回
	児童館内掲示	閲覧者	・児童館行事、子育て支援	行事終了 後	年6回	年6回
	熊本市公式LINE	閲覧者	・児童館行事、子育て支援	行事終了 後	年6回	年6回
龍田児童館	児童館だより	こども支援課（各児童館・児童 室）来館者、北区子育て支援セン ター、北区役所保健こども課	・児童館行事、児童クラブ、児童館 からのお知らせ等、1ヶ月間のスケ ジュール	毎月末に 翌月分を 配布	年12回	年12回
	児童館だより（地域版）	館内6校区の自治会（回覧用）	・児童館行事、児童クラブ、児童館 からのお知らせ等、1ヶ月間のスケ ジュール	毎月末に 翌月分を 配布	年12回	年12回
	龍田児童館行事ポスター	児童館、公民館、掲示板等	・児童クラブ参加申し込み、乳幼児 行事の参加申し込み	随時	行事毎	行事毎

8. 児童館の予算（R7当初予算・R6決算）

西原公園児童館を除く9児童館については、まちづくりセンター等との複合施設のため、児童館の事業経費のみが対象となる。
西原公園児童館については、単独館のため、事業費及び施設管理経費等が対象となる。

令和7年度（2025年度）当初予算 （単位：千円）

	西原公園	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	共通	総合計
人件費	3,598	3,535	7,372	7,247	10,409	7,016	7,167	7,068	7,061	7,061	-	67,534
報償費	609	174	162	165	156	84	126	132	153	180	7	1,948
需用費	765	143	116	93	90	154	130	83	136	108	557	2,375
役務費	110	11	11	11	11	11	11	11	11	11	-	209
委託料	1,060	-	-	-	-	-	-	-	-	-	193	1,253
使用料等	81	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	86
備品購入費	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,650	1,725
補助・負担金	8	150	150	150	150	150	150	150	150	150	-	1,358
合計	6,306	4,013	7,816	7,666	10,816	7,415	7,584	7,444	7,511	7,510	2,407	76,488

令和6年度（2024年度）決算 （単位：千円）

	西原公園	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	共通	総合計
人件費	3,469	3,491	6,781	6,755	9,802	7,004	6,882	6,896	6,024	6,917	-	64,021
報償費	291	174	159	132	140	75	126	132	153	162	-	1,544
需用費	849	151	322	175	249	176	148	203	192	155	-	2,620
役務費	70	11	11	-	11	11	11	11	11	10	-	157
委託料	845	-	-	-	-	-	-	-	-	-	155	1,000
使用料等	59	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	64
備品購入費	62	220	297	84	148	-	180	30	166	181	-	1,368
補助・負担金	8	-	-	-	-	-	-	-	-	90	-	98
合計	5,653	4,047	7,575	7,146	10,350	7,266	7,347	7,272	6,546	7,515	155	70,872

各項目の説明

人件費	児童館の児童厚生員の給与及び共済費等	役務費	主にマット等のクリーニング代
報償費	主に児童館で実施する講座の講師謝礼		電話料・回数券（西原公園児童館のみ）
需用費	児童館で使用する消耗品（文具、おもちゃ等）	委託料	施設清掃等の委託にかかる費用
	児童館の救急用品購入費	使用料等	主に複写機使用料
	児童館備品などの修繕費	備品購入費	児童館で使用する備品購入費
	施設の光熱費（西原公園児童館のみ）等の事業及び施設管理に係る費用	補助費	主に地域組織活動への事業補助

9. 関係法令 抜粋（令和7年8月1日現在）

【児童福祉法】

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

②（略）

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二（略）

三（略）

③（略）

④（略）

⑤ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

⑥ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準第八条第二項（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二條、第二十二條の二第一項、第二十七條、第二十七條の二第一項、第二十八條、第三十條第二項、第三十三條第一項（第三十條第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八條、第四十二條、第四十二條の二第一項、第四十三條、第四十九條、第五十八條、第六十三條、第七十三條、第七十四條第一項、第八十條、第八十一條第一項、第八十二條、第八十三條、第八十八條の三、第八十八條の六、第八十八條の七、第九十條並びに第九十四條から第九十七條までの規定による基準二～三 略

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準この府令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（設備の基準）

第三十七条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。

二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

（職員）

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

【熊本市児童館条例】

(設置)

第1条 児童の心身ともに健やかな育成を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、本市に児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
西原公園児童館	熊本市中央区九品寺4丁目24番4号
託麻児童館	熊本市東区長嶺東7丁目11番15号
秋津児童館	熊本市東区秋津3丁目15番1号
東部児童館	熊本市東区錦ヶ丘1番1号
西部児童館	熊本市西区小島2丁目7番1号
花園児童館	熊本市西区花園5丁目8番3号
幸田児童館	熊本市南区幸田2丁目4番1号
南部児童館	熊本市南区南高江6丁目7番35号
城南児童館	熊本市南区城南町舞原451番地9
清水児童館	熊本市北区清水亀井町14番7号
龍田児童館	熊本市北区龍田弓削1丁目1番10号

(事業)

第3条 児童館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊びの施設等を提供すること。
- (2) 健全な遊びを通じ、児童の集団的又は個別的な指導を行うこと。
- (3) 子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成支援を図ること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の児童の健全育成のための活動その他の児童館の設置目的を達成するために必要な事業

(使用できる者の範囲)

第4条 児童館を使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) おおむね小学校終了までの児童。ただし、小学校就学前の児童については、保護者の同伴する者に限る。
- (2) 子ども会等児童によって組織された団体
- (3) 母親クラブ等児童の健全育成を目的として組織された団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

(使用の許可)

第5条 児童館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可せず、既にした許可を取り消し、立入りを拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 児童館の設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 児童館の施設を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。

2 前項の規定による許可の取消し等により生じた損害については、市はその責めを負わない。

(使用料)

第7条 児童館の使用料は、無料とする。

(損害賠償の義務)

第8条 児童館を使用する者は、児童館の建物又は設備を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(運営審議会)

第9条 児童館(城南児童館を除く。)の運営を効果的に行うため、熊本市児童館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員は、15人以内とし、市長が委嘱する。

3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定管理者による管理)

第10条 城南児童館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 前条の規定による指定を受けようとするものは、城南児童館の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 城南児童館の運営が、利用者の平等利用を確保することができること。

(2) その事業計画書の内容が、城南児童館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 第3条各号に掲げる事業について十分な専門的知識及び技能を持った人材を有していると認められること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、城南児童館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 城南児童館の使用の許可及びその取消しに関する業務

(2) 城南児童館の維持管理に関する業務

(3) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、城南児童館の管理運営上市長が必要と認める業務

(協定の締結)

第14条 指定管理者は、指定を受けるときは、市と城南児童館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第15条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第16条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項及び同法第67条に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、城南児童館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(熊本市西原公園児童館条例の廃止)

2 熊本市西原公園児童館条例(昭和52年条例第27号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、前項の規定による廃止前の熊本市西原公園児童館条例第5条又は熊本市区の設置等に関する条例(平成23年条例第61号)附則第2項の規定による廃止前の熊本市市民センター設置条例(昭和58年条例第7号。以下「廃止前の市民センター設置条例」という。)第6条の規定によりなされた使用の許可で施行日以後の使用に係るものについては、第5条の規定によりなされた使用の許可とみなす。

4 施行日の前日において廃止前の市民センター設置条例第10条第2項の規定により委嘱されている熊本市児童館運営審議会の委員(以下「旧熊本市児童館運営審議会委員」という。)は、第9条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の最初の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、旧熊本市児童館運営審議会委員の残任期間とする。

附 則(平成25年6月24日条例第35号)

1 この条例は、平成26年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和4年12月20日条例第62号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【熊本市児童館条例施行規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市児童館条例(平成23年条例第80号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時まで(城南児童館にあつては、午前9時30分から午後5時30分まで)とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 児童館の休館日は、次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、臨時に休館することができる。

(1) 城南児童館以外の児童館 次に掲げる日

ア 月曜日(月曜日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

イ 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 城南児童館 次に掲げる日

ア 毎月の第4水曜日(当該水曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

イ 12月29日から翌年1月4日まで

(使用手続)

第4条 児童館を使用(団体による使用を除く。)しようとする者は、児童館使用証(様式第1号。以下「使用証」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により使用証の交付を受けた者は、条例第5条第1項の許可を受けたものとみなす。

(使用証)

第5条 前条第1項の規定により使用証の交付を受けた者が児童館を使用するときは、当該使用証を受付に提示しなければならない。

(団体使用手続)

第6条 児童館を団体で使用しようとするときは、使用日前7日までに児童館団体使用許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を審査し、児童館の使用を適当と認めたときは、児童館団体使用許可証(様式第3号)を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第7条 第4条及び前条の許可を受けて児童館を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 児童館内で飲食し、又は火気を使用しないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(2) 児童館内で喫煙しないこと。

(3) 児童館内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(4) 使用した設備、備品等は、原状に復して整理整頓をすること。

(5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(6) 人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物等(身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。

(7) 児童館の職員の指示に従うこと。

(審議会の構成)

第8条 条例第9条の熊本市児童館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公民館の代表者
- (3) 児童委員
- (4) 学校長
- (5) PTAの代表者
- (6) ボランティア団体の代表者
- (7) 子ども会の代表者
- (8) 母親クラブの代表者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(付議事項)

第9条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 児童館の運営方針に関する事。
- (2) 児童館の使用の普及に関する事。

(指定申請書に添付する書類)

第10条 条例第11条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) 条例第11条第2項第4号に掲げる基準を満たすことを説明する書類
- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(協定に定める事項)

第11条 条例第14条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 開館時間及び休館日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(熊本市西原公園児童館条例施行規則の廃止)

2 熊本市西原公園児童館条例施行規則(昭和52年規則第42号)は、廃止する。

(熊本市市民センター設置条例施行規則の廃止)

3 熊本市市民センター設置条例施行規則(昭和58年規則第21号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の日前に交付を受けた附則第2項の規定による廃止前の熊本市西原公園児童館条例施行規則第6条第2項に規定する許可証又は前項の規定による廃止前の熊本市市民センター設置条例施行規則第6条第2項に規定する許可証は、第6条第2項に規定する許可証とみなす。

附 則(平成25年7月17日規則第61号)

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則(令和2年3月16日規則第12号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

【熊本市児童館運営審議会規程】

(目的)

第1条 この規程は、熊本市児童館運営審議会(以下「審議会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び職務代理者)

第2条 審議会には、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面審議)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、会議を招集する必要がないと認める案件を審議するとき、又はその他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2 委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権を行使する者は、前条第2項及び第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規程は、平成13年8月28日から施行する。

附則

この規程は、令和2年11月30日から施行し、令和2年11月6日から適用する。